

米国個人所得税確定申告シリーズ- (1)

米国での個人確定申告一般

日本では会社員の場合年末調整があるために、一般的に個人で確定申告をする必要はありませんが、米国では年末調整の制度がなく、総合課税制度が採用されているために、利子や配当等の投資所得も含めた年間に稼得した全ての収入を個人で確定申告する必要があります。

1. 確定申告対象者

- 年間総所得が下記概算額控除（Standard Deduction、2021年度）の金額より多い場合

申告資格	総所得額
独身者（Single）	\$12,550
既婚者で合算申告者（Married Filing Jointly）	\$25,100
既婚者で個別申告者（Married Filing Separately）	\$5 *
特定世帯主（Head of Household）	\$18,800

*12月31日の時点で別居している場合（または配偶者が亡くなった場合）で総所得額が\$5以上の場合は申告義務があります。

- 支払うべき税金は無いが、過大な源泉徴収額を還付請求する場合

2. 総所得に含まれるもの

- 給与・ボーナス等
- 利子・配当金
- 自営業者事業所得
- 譲渡所得、キャピタルゲイン
- 不動産所得
- その他

注1：米国で税法上居住者となる場合、全世界を源泉とする所得を申告する義務があるために、駐在員が日本で受け取った給与・ボーナス・手当等もアメリカ課税対象となります。

注2：米国市民権や永住権を保持している場合は、海外に居住していても米国居住者扱いとなり、全世界所得をアメリカで申告する義務があります。

3. 控除

控除には概算額控除と項目別控除があります。概算額控除は申告身分に従って定額の控除が認められるものであり、項目別控除は税法上経費として認められるものを所得から控除する方式です。概算額控除を選択するケースが一般的ではありますが、控除できる費用が多くあり項目別控除の方が概算額控除よりも大きい場合、もしくは申告身分により項目別控除の選択しか認められない場合には、項目別控除を選択します。

主な項目別控除は以下となります。

- 医療費
- 州・市税、固定資産税、動産税等
- 住宅ローン支払利子
- 寄付金
- 災害・盗難損失

4. 税率と税額計算方法

申告身分に基づき 10%から 37%までの税率（2021 年度）が適用されます。税率は課税所得に応じて税率が上がる 7 段階ので累進税率方式が採用されています。

連邦所得税の計算方法：

- 総所得 (Gross Income)
- 所得調整控除 (Adjustment to Gross Income)
- = 調整総所得 (Adjusted Gross Income=AGI)
- 概算額控除または項目別控除 (Standard or Itemized Deduction)
- = 課税所得 (Taxable Income)
- x 税率 (Tax Rate)
- 税額控除 (Credit)
- 源泉徴収税または予定納税 (Taxes Paid)
- = 追徴税または還付 (Tax Due or Refund)

5. 申告書様式

Form 1040	米国居住者、米国市民と永住権保持者用
Form 1040NR	米国非居住者用
Form 1040SR	65 歳以上の申告者用

6. 申告期限

- 4 月 15 日（週末の場合は翌月曜日）。Form 4868 を提出し延長申請をする事により 6 か月の延長が認められ、最終の申告期日は 10 月 15 日となります。
- 米国外に居住する米国市民、永住権保持者は 2 か月の自動延長が認められるために 6 月 15 日。延長申請をした場合には、最終申告期日は 10 月 15 日となります。

注 3：ここで言う延長とは申告書提出の延長であって納税期限の延長ではありません。従って追加納税が必要な場合はペナルティや延滞利息を回避するため、申告期限までに概算の税金を納める必要があちます。

7. 自己申告制度、時効

所得税の時効は申告書を提出してから原則として3年で成立するため証拠書類は少なくとも時効未成立期間は保管しておく必要があります。ただし申告書上の総収入の25%超が漏れていた場合には時効は6年になり、申告書が提出されていない場合、および虚偽の申告がされた場合には時効は永久に成立しません。